

第2回あおもりまち育て人勉強会 in 藤崎町

◆日時・場所

日時：平成22年9月21日（火）
18:30～20:30

場所：藤崎町ふれあいずーむ館 1階ふれあいひろば

◆次第

1. まち育て人講座

「景観法のまち育て」

弘前大学教育学部副学部長 北原啓司 氏

◆参加者

受講生（藤崎町民） 13名

◆勉強会の様子



[あおもりまち育て人勉強会in藤崎町]

第2講 景観法のまち育て

弘前大学 北原啓司

1

1. 景観法の登場(平成17年6月1日施行)

■登場の背景

- ① 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- ② 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- ③ 地方公共団体による自主的取組みに対する国としての税・財政上の支援が不十分

★ 景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けて、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与する必要がある！

2

2. 景観法の特徴

- 基本理念と景観計画、景観整備機構等の具体的な規制や支援措置が定められている
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としている
- 地域の個性が反映できるように、条例で規制内容を柔軟に定めることができる
- 景観計画区域の変更命令など、いざという時に強制力を発揮できる措置を付与している

3

- 景観計画区域の策定の提案等、NPOや住民の参加がしやすいように措置している
- 景観地区等において建築物や工作物の形態、意匠に係る認定制度を創設
- 景観協議会、景観協定等、ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けている
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など、景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられている

4

3. 景観法の基本理念

★景観とは・・・

①公共性

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

5

②地域性

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性および特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなくてはならない

6

③総合性

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下に、これらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

7

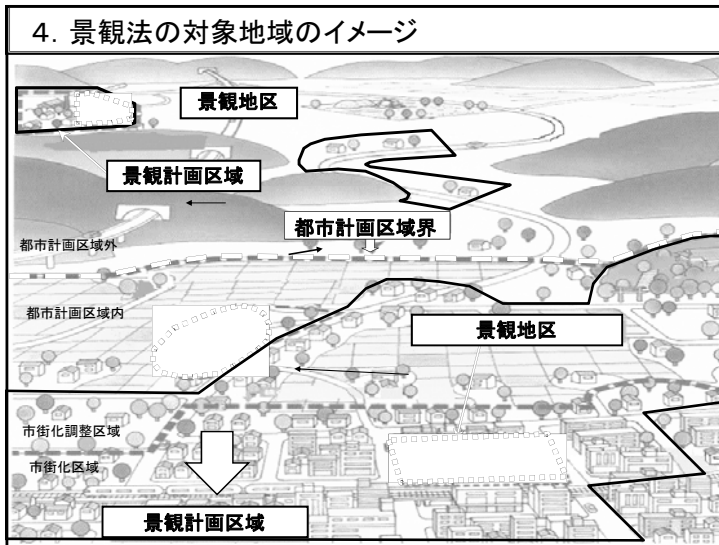
④協働

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

⑤保全と創出

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

8



●景観計画区域

1. 建築物の届出・勧告を基本とする緩やかな規制
2. 一定の場合は変更命令が可能
3. 「景観上重要な公共施設」の整備や
「電線共同溝法」の特例
4. 農地の形質変更等の規制、
耕作放棄地対策の強化
→これを策定するのが景観行政団体

10

景観行政団体

景観行政を一元化し、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるように推進

「景観行政団体」とは、景観行政を担う主体
政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、
その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能

【運用指針】
良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係
地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導が有効 → 基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。
これまで、案別として都道府県、市町村がそれぞれに取組を推進
市町村の体制等が十分でない場合もある

都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区画について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととした

その他の市町村が景観行政団体になるために必要な手続

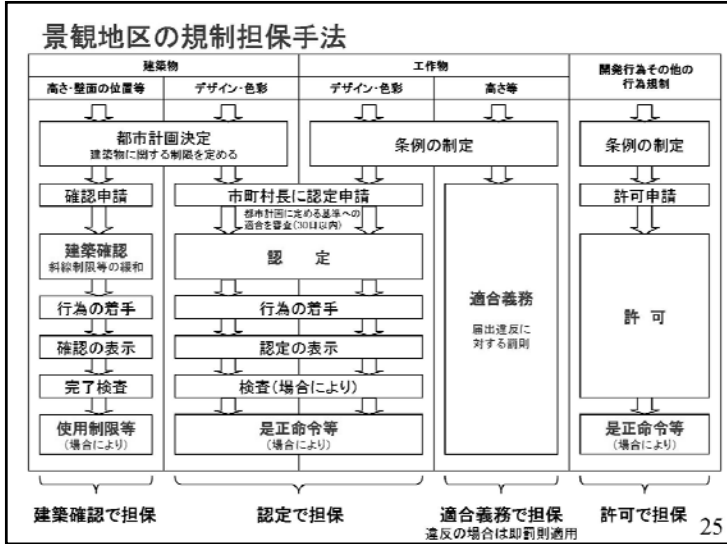
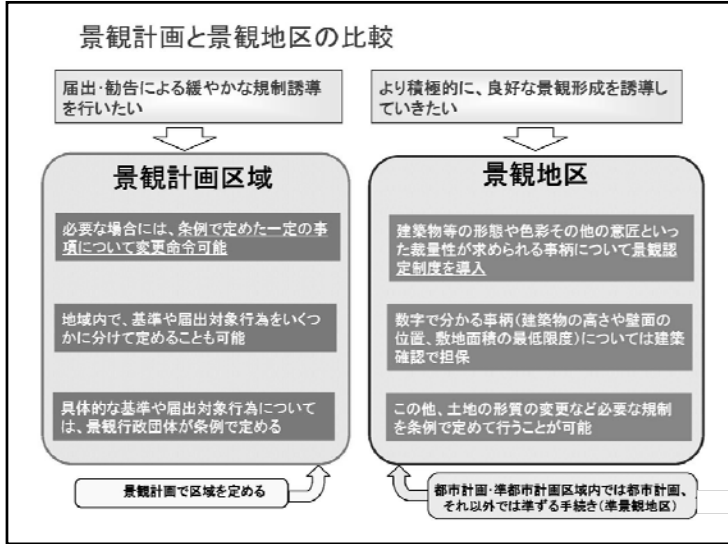
- 都道府県との協議・同意
- 景観行政団体となる日の30日前までに公表(法第7条7項)

<公表する事項>
・景観行政団体になる旨
・景観行政団体になる日

●景観地区

1. 都市計画の手法を活用して、より積極的に
良好な景観の形成を図る地区について指定
2. 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、
敷地面積などについての初めての総合規制
3. 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについて
の行為規制も条例により可能

12



- ### 5. 景観計画とは
- 景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画
- ＜必須事項＞
- 景観計画区域
 - 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 景観重要建築物又は景観重要樹木の指定の方針



★黒石市「松の湯」



6. 景観法の助けを借りない景観づくりとは

① 協調型街並み整備(盛岡市材木町)



18



6. 景観法の助けを借りない景観づくりとは

②ライバル心旺盛なお母さんたち(弘前市田町)



21

★田町のお母さんたちをどうやって支援すれば？

市民に育ててもらおう景観



市民を育てる景観行政



景観行政が育てる街並み

「たべる」プロに素材を丁寧に育ててもらおう

「つくる」プロは出来のいい素材を活かす！

★金沢、埼玉の事例を紹介しましょう……

22

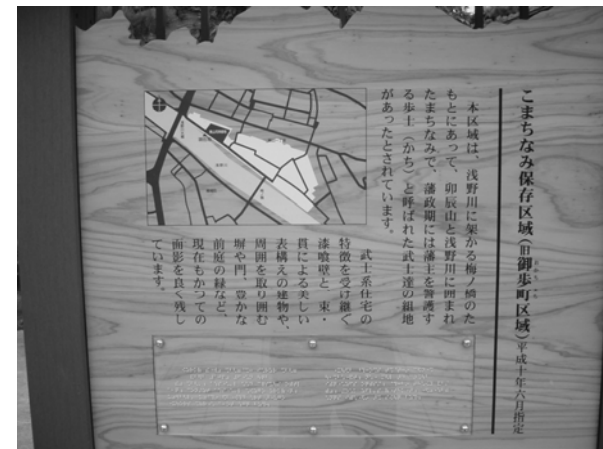
★金沢の「こまちなみ」



観光地としての景観資源<東郭>

23

★そこに生まれた「こまちなみ」の発想

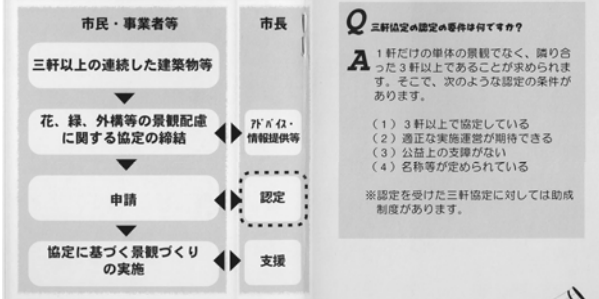


24

★さて、今度は戸田市(埼玉県)の取り組みです

三軒集まれば誰もが参加できる景観づくりを応援します！

コミュニティによる景観形成を目指し、またガーデンシティーの実現のために1軒だけの単体だけではなく、3軒以上の連続した方々が花(ガーデニング)、緑、外構等の景観に配慮していただいた場合、その地区を協定することができます。
また、三軒協定の締結を契機に景観づくり協定地区の啓発にもつながることも期待します。



6. 景観法の助けを借りない景観づくりとは

③景観学習のススメ(青森県景観教室)

つばさのお父さんの
「景観教室」
—大鰐第二小学校編—



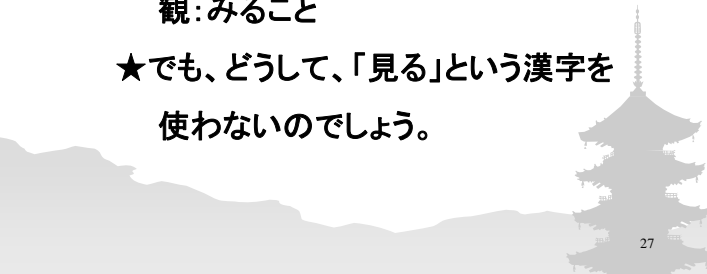
1. 「景観」ってなんだろう？

景観(けいかん)

景: 景色(けしき)、風景(ふうけい)

観: みること

★でも、どうして、「見る」という漢字を使わないのでしょうか。

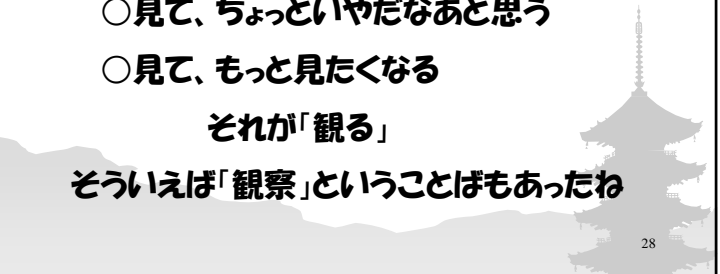


★観る(みる)

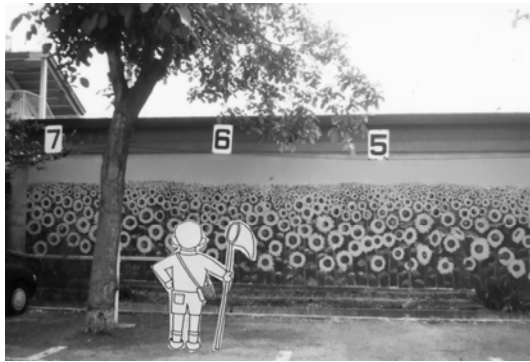
- 見て、ちょっと考えてみる
- 見て、ふしぎだなあと思う
- 見て、好きだなあと思う
- 見て、ちょっといやだなあと思う
- 見て、もっと見たいくなる

それが「観る」

そういえば「観察」ということばもあったね



★つばさ君の弘前たんけん
(その1 ひまわり)



29

★つばさ君の弘前たんけん
(その2 へんしん!)



30

★つばさ君の弘前たんけん
(その3 知ってるもん)



31

★つばさ君の弘前たんけん
(その4 トンネル大好き)



